

2023 年度前期 小樽商科大学

高等教育の修学支援新制度 申込のしおり

(日本学生支援機構給付奨学金の給付＋入学料・授業料免除)

《目次》

I. 「高等教育の修学支援新制度」の概要	・・・・・・・・ 2 ページ
II. 修学支援新制度の支援区分および支援内容	・・・・・・・・ 3 ページ
III. 支援対象者の要件	・・・・・・・・ 4 ページ
IV. 入学料・授業料免除結果の通知について	・・・・・・・・ 5 ページ
V. 申請方法	
(1) 既に給付奨学生として採用されている者	・・・・・・・・ 6 ページ
(2) これから申し込みをする者 (新生・在学生共通)	・・・・ 7 ページ

－ 注意事項 －

◆ 入学料・授業料の支払いについて

修学支援新制度に基づく入学料・授業料免除等申請者は、審査結果の通知を受けるまで授業料の支払いが猶予されます。したがって、その間、授業料を支払わないでください。

※令和5年度前期は5月24日(水)に授業料の口座引き落としを行います。修学支援新制度の申請者については、これを行いません。

◆ 大学からの連絡について

申請受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明した場合、追加で書類の提出等を指示することがありますので、以下の連絡先を事前に登録し、大学からの連絡には、速やかに対応してください

(学生支援課学生支援係)

TEL : 0134-27-5245 メールアドレス : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp

申請受付後であっても、追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合や大学からの連絡に応じなかった場合は、書類不備として審査の対象から除外します。

また、提出された申請書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、免除の許可を取り消すこととなりますので十分注意してください。

※懲戒処分等の対象となる場合があります。

I. 「高等教育の修学支援新制度」の概要

- ・ 小樽商科大学では、令和2年4月より、文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」に則り、入学料免除・授業料免除を行っています。
- ・ 本制度では、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生を対象に給付奨学金と併せて、入学料・授業料減免を受けることができるしくみとなっています。
- ・ 修学支援新制度による授業料免除を受けるためには、日本学生支援機構の給付奨学金を申請して給付奨学生に採用される必要があり、給付奨学生の支援区分に従い、入学料・授業料が免除されます。
- ・ よって、入学料・授業料免除を受けるためには日本学生支援機構給付奨学金へ申し込み、給付奨学生になる必要があります。

【修学支援新制度に基づく入学料・授業料免除のしくみ】

高等教育の修学支援新制度について（実施時期：令和2年4月1日）

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

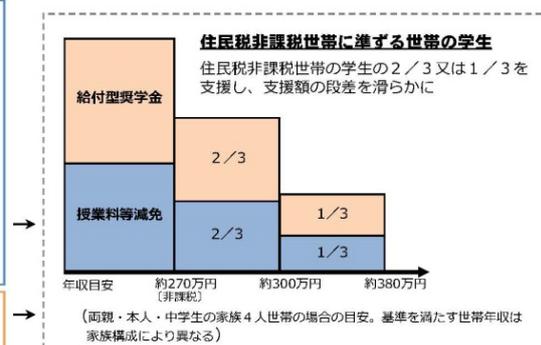
	国公立		私立	
	入学料	授業料	入学料	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる）

支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件

- 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

Ⅱ. 修学支援新制度の支援区分および支援内容

- ・ 支援区分および支援内容は下表のとおりとなります。

(1) 支援区分

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	申請者と生計維持者の住民税所得割が非課税であること
第Ⅱ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(2) 支援内容

支援区分	給付奨学金（月額）		入学料・授業料免除 （年額）
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200円（33,300円）	66,700円	全額免除
第Ⅱ区分	19,500円（22,200円）	44,500円	3分の2免除
第Ⅲ区分	9,800円（11,100円）	22,300円	3分の1免除
支援区分なし（停止） ・ 廃止	支援なし		減免なし

- ・ 生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
- ・ 修学支援新制度での支援を希望する方は、世帯の年収等に基づき、授業料の減免及び給付奨学金を受けることができるかどうかの目安を日本学生支援機構のホームページにある「進学資金シミュレーター」により、あらかじめ調べることができます。
- ・ 第一種奨学金の貸与を受けている者で、給付奨学金を受給することとなった場合、現在の貸与月額から減額されることがあるので注意してください（第一種奨学金の貸与月額が減額調整されることを「給付奨学金確認書」において承諾することになります）。減額調整後の第一種奨学金の月額は、給付奨学金案内15ページからご確認ください。
- ・ 日本学生支援機構給付奨学金の支援区分と授業料減免額が連動していますので、給付奨学金受給者対し実施される適格認定（学業・家計）※により支援区分が変更した場合は、授業料の減免額も併せて変動します。

※「適格認定（家計）」

毎年10月に日本学生支援機構が収入状況を確認し、支援区分の見直しが行われます。収入額が一定の基準を超えた場合、「支援区分なし」となる場合があります。その場合においても給付奨学生としても身分は継続され、翌年の10月に再度、支援区分の見直しが行われます。

※「適格認定（学業）」

毎年度末に給付奨学生に対し、学業成績等の学修状況を確認し、奨学金の支給が適格かどうかを判定します。判定の結果、「廃止」（警告が2回続いた場合も同様）となった場合は、奨学生としての身分を失います。「廃止」の基準については、給付奨学金案内 24 ページの【適格認定における学業成績の基準】をご確認ください。

Ⅲ. 支援対象者の要件

令和5年度に本学に在学している者で、以下の(1)から(3)のいずれにも該当する者が支援対象となります。

(1) 学業成績に係る基準（詳細は給付奨学金案内8ページをご確認ください。）

在籍年数	学業成績に係る基準
入学後 1年未満 (主に 1年次・ 編入生)	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が 3.5 以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位 1/2 の範囲に属すること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
入学後 1年以上 経過 (主に 2年次 以上)	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位 1/2 の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※ 採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。 ※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できればこの基準を満たすこととなります。

(2) 家計に係る基準

申請者と生計維持者が、「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。「収入基準」及び「資産基準」の詳細につきましては、給付奨学金案内9ページをご確認ください。

(3) その他の要件

次の①及び②のいずれにも該当する人が支援対象となります。詳細は、給付奨学金案内 6 ページ及び 13 ページをご確認ください。

- ①大学等への入学時期等に関する要件
- ②在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

IV. 入学料・授業料免除結果の通知について

- ・審査結果の通知時期につきましては、以下のとおりです
 - (1) すでに給付奨学生として採用されている者・・・6月上旬頃
 - (2) これから申し込みをする者（新入生・在学生共通）・・・7月下旬頃
- ・「全額免除」となった者については結果をメールで通知します。（キャンパススクエアに登録されているメールアドレス宛にメールを送信します。）
- ・「一部免除」や「不許可」となった者については、結果を書面で通知します（授業料関係通知送付先（本人または保護者）へ郵送します）。
- ・審査の結果、「一部免除」や「不許可」となった場合は、免除とならなかった入学料・授業料の残りの額（「不許可」となった者は授業料全額）を以下の期日までに納付しなければなりません。

・入学料の納付期日（新入生のみ）

一部免除（給付金奨学金採用）となった場合→令和5年8月31日（木）

免除不許可（給付金奨学金不採用）となった場合→結果通知日から 14日以内

・授業料の納付期日（新入生・在学生共通）

一部免除・免除不許可（共通）→令和5年8月31日（木）

V. 申請方法

- (1) すでに給付奨学生として採用されている者 6 ページ
- (2) これから申し込みをする者（新生・在学生共通） 7 ページ

(1) すでに給付奨学生として採用されている者

- ・日本学生支援機構給付奨学金を受給中の者は、「授業料減免継続願（A 様式 2）」を大学に提出することによって、引き続き支援区分に応じた授業料免除を受けることができます。
- ・「廃止」や「停止」の認定を受けている場合、授業料免除を受けることができません。
※授業料徴収猶予の申請は可能です。申請資格等については大学 HP をご確認ください。

【申請方法】

本学ホームページから「授業料減免継続願（A 様式 2）」をダウンロード・印刷し、必要事項を記入後、**4月24日（月）まで**に学生センター内学生支援係窓口へ直接提出するか、郵送（必着）で提出してください。（学生センターにも設置しておりますので、ご自由にお持ちください。）

【授業料減免継続願（A 様式 2）の場所】

本学ホームページ→「在学生」→「入学料・授業料の免除、徴収猶予」→
「I. II～IV以外の学部生」→「◆申請に係る様式」の下

【提出・郵送先】

〒047-8501 小樽市緑 3 丁目 5 番 21 号

小樽商科大学 学生支援課 学生支援係 宛

※提出の際は封筒の表に、**朱書き**で『**授業料免除関係書類 在中**』と記載してください。

(2) これから申し込みをする者（これまで「不採用者」だった者を含む）

【申請方法概要】 ※詳細は次ページ以降で案内しています。

① 大学へ「授業料等減免申請書（A様式1）」を提出【**4月24日(月)まで**】

※入学前に、入学手続き書類として、様式6を既に提出している場合は、「A様式1」の提出は不要です。

②日本学生支援機構給付型奨学金への申し込み

- (2-a) 必要書類の取り寄せ
- (2-b) 給付奨学金確認書の記入
- (2-c) 「スカラネット入力下書き用紙」の記入
- (2-d) スカラネットへの入力
- (2-e) マイナンバー提出書の作成

③必要書類の提出

受付期間 (大学への提出期限)	マイナンバー 必着期限	初回振込日
4月3日(月)～4月24日(月)	4月30日(日)	6月9日(金)
4月25日(火)～ 5月24日(水)	5月31日(水)	7月11日(火)

【日本学生支援機構への提出物】

- ・マイナンバー提出書（スカラネット入力後1週間以内に郵送）

【大学への提出物】

（全員が対象）

- ・給付奨学金確認書
- ・スカラネット下書き用紙
- ・奨学金振込口座の通帳コピー

（該当者のみ対象）

- ・在留資格及び在留期間が明記している証明書
- ・児童養護施設等の入所又は里親による養育が分かる証明書類

※ 提出期限後は受け付けません。期限を厳守してください。

※ 「①」と「②及び③」の作業は同時並行で行ってください。

※ 特に生計維持者（親等）と離れて暮らしている学生は、事前に生計維持者による給付奨学金確認書及びマイナンバー提出書の記入・署名、さらに、生計維持者のマイナンバー関係書類（詳細は②-eを参照）を生計維持者から取り寄せることが必要となりますので、早めに準備を進めてください。

① 大学へ「授業料等減免申請書（A様式1）」を提出

授業料免除を希望する者は全員、「授業料等減免申請書（A様式1）」を本学ホームページからダウンロード・印刷し、必要事項を記入後、**4月24日（月）まで**に学生センター内学生支援係窓口へ直接提出するか、郵送（必着）で提出してください。「授業料等減免申請書（A様式1）」は学生センターにも設置しておりますので、ご自由にお持ちください。

なお、入学前に、入学手続き書類として、様式6を既に提出している場合は、「A様式1」の提出は不要です。

【授業料等減免申請書（A様式1）の場所】

本学ホームページ→「在学生」→「入学料・授業料の免除、徴収猶予」→
→「I. II～IV以外の学部生」→「◆申請に係る様式」の下

【提出・郵送先】

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号

小樽商科大学 学生支援課 学生支援係 宛

※提出の際は封筒の表に、**朱書き**で『**授業料免除関係書類 在中**』と記載してください。

②日本学生支援機構給付型奨学金への申し込み

（②-a）必要書類の取り寄せ

必要書類（「給付奨学金案内」及び「マイナンバー提出書のセット」）は学生センターに設置しておりますので、ご自由にお持ちください。郵送での受領を希望する者は、以下の要領で「返信用封筒」を学生支援係に送ってください。

※給付奨学金確認書、スカラネット下書き用紙は奨学金案内に同封されています。

【要領】

「角形2号封筒」を用意し、住所・氏名を記入し、210円切手を貼って、別の封筒に入れて以下の宛先まで郵送してください。

（宛先）〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号

小樽商科大学 学生支援課学生支援係 宛

※封筒の表に『**給付奨学金必要書類希望**』と**朱書き**で記載してください。

（②-b）給付奨学金確認書の記入

「給付奨学金案内」の巻末に用意されておりますので、記入例を参考に記入してください。

(②-c) 「スカラネット入力下書き用紙」の記入

インターネットで申込みを行う前に、入力に必要な情報をあらかじめ「給付奨学金案内」の 16 ページと 17 ページの間に挟み込まれている「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。

なお、大学の郵便番号・住所を記入する箇所がありますが、以下のとおり記入してください。

〒047-0034 北海道小樽市緑3丁目5番21号

※047-8501 ではエラーが出ます。

(②-d) スカラネットへの入力

■日本学生支援機構「スカラネット」：<https://www.sas.jasso.go.jp>

スカラネットの入力には、「識別番号」の ID 及び PW が必要です。

manaba にログインの上、以下のページをご確認ください。

manaba 「学内掲示板」コース > コースコンテンツ 「経済支援に関すること」> 令和5年度 日本学生支援機構奨学金 識別番号

続いて、スカラネットにアクセスし、「奨学金申込へ」のボタンを押してください。

上記の「識別番号（ユーザ ID・パスワード）」を入力してログイン後、「スカラネット入力下書き用紙」を見ながら、データを入力してください。

最後に「受付番号」が表示されますので、「スカラネット入力下書き用紙」1 ページ目の「受付番号」欄に記入してください。

※後述するマイナンバー提出書に記入しますので、忘れずにメモしてください。

(②-e) マイナンバー提出書の作成

奨学金の申し込みにはマイナンバーの提出が必要です。本学から配付もしくは返送される「マイナンバー提出書のセット」に同封されている「マイナンバー（個人番号）の提出方法」を確認の上、作成してください。

※マイナンバーを提出できない生計維持者がいる場合（該当者のみ）

別途収入状況を確認するための証明書類等の提出が必要です。該当する方は学生支援係までご連絡ください。

③必要書類の提出

受付期間 (大学への提出期限)	マイナンバー 必着期限	初回振込日
4月3日(月)～4月24日(月)	4月30日(日)	6月9日(金)
4月25日(火)～ <u>5月24日(水)</u>	5月31日(水)	7月11日(火)

※郵送の場合、上記期限<必着>ですので、ご注意ください。

【日本学生支援機構への提出物】

- ・マイナンバー提出書(スカラネット入力後1週間以内に郵送)

【大学への提出物】

(全員が対象)

- ・給付奨学金確認書
- ・スカラネット下書き用紙
- ・奨学金振込口座の通帳コピー

(該当者のみ対象)

- ・在留資格及び在留期間が明記している証明書^{※1}
- ・児童養護施設等の入所又は里親による養育が分かる証明書類^{※2}

※1 在留資格及び在留期間が明記している証明書

この奨学金に申込みができる在留資格等には制限があります。申込みができる在留資格につきましては、「給付奨学金案内」の13ページで確認してください。

※2 児童養護施設等の入所又は里親による養育が分かる証明書類

18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていた場合、このことが分かる日付が記載された証明書類を提出する必要があります。

提出書類は、「施設等在籍証明書(施設長発行)」「児童(里親)委託証明書(児童相談所発行)」「措置解除決定通知書(児童相談所発行)」等があり、日本学生支援機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも構いません。